改正後

（指定漁業及び農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業以外の指定漁業等）

第二条　法第三条第二項第四号の農林水産省令で定める漁業は、次のとおりとする。

一　（略）

二　かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号。以下「特定大臣許可省令」という。）第一条第一項第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

三　小型するめいか釣り漁業（特定大臣許可省令第一条第一項第七号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

（採捕の数量等に係る農林水産大臣に対する報告）

第十一条　法第十七条第一項の農林水産省令で定める指定漁業等を営む者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。

一　（略）

二　（略）

三　遠洋かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第一項第八号に掲げる漁業をいう。）

四　近海かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第一項第九号に掲げる漁業をいう。）

五　（略）

六　（略）

七　（略）

八　東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可省令第一条第二号に掲げる漁業をいう。）

九　かじき等流し網漁業

十　（略）

（採捕の数量等の報告の方法）

第十三条　法第十七条第一項の規定による報告は、次の表の第一欄各号に掲げる第一種特定海洋生物資源について、同表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の第四欄に掲げる期限までに別記様式第一号による書面を提出してしなければならない。

一　くろまぐろ	漁獲可能量による管理の対象となる一年の期間（以下「漁獲可能量管理期間」という。）	月の末日	当該月の翌月の十日まで
二　さんま及び北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間	イ　漁獲可能量管理期間のうち最初の九月間	（略）	（略）

改正前

（指定漁業及び農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業以外の指定漁業等）

第二条　法第三条第二項第四号の農林水産省令で定める漁業は、次のとおりとする。

一　（略）

（新設）

二　小型するめいか釣り漁業（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号。以下「特定大臣許可省令」という。）第一条第一項第七号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

（採捕の数量等に係る農林水産大臣に対する報告）

第十一条　法第十七条第一項の農林水産省令で定める指定漁業等を営む者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。

一　（略）

二　（略）

（新設）

三　（略）

四　（略）

五　（略）

（新設）

六　小型するめいか釣り漁業

（採捕の数量等の報告の方法）

第十三条　法第十七条第一項の規定による報告は、次の表の第一欄各号に掲げる第一種特定海洋生物資源について、同表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の第四欄に掲げる期限までに別記様式第一号による書面を提出してしなければならない。

（新設）			
一　さんま及び北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間	イ　漁獲可能量による管理の対象となる一年の期間（以下「漁獲可能量管理期間」という。）	（新設）	（新設）
		月の末日	当該月の翌月の十日まで
		（新設）	（新設）